

第五十六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「旅客自動車運送事業の免許若しくは許可又は一般乗合旅客自動車運送事業等における基本的な」を「一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可又は一般乗用旅客自動車運送事業における」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第六十条の二中「免許若しくは」を削る。

第六十三条中「第九十四条第四項」を「第九十四条第六項」に改める。

第六十五条第二号中「第四条第三項の規定により業務の範囲を限定する」を「第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された」に改め、同条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とする。

第六十六条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を削り、同項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に「免許」を「許可」に改め、同項第一号の二を削り、同項第二号中「譲受若しくは」を「譲受又は」に改め、又は一般乗合旅客自動車運送事業者等たる法人が解散し」を削り、同項第三号中「免許又は」を削り、同項第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業者等の休止の許可をし、又は当該一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは」を「一般旅客自動車運送事業者又は」に改め、同項第五号中「法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。」を削り、第二十三号の二第四項を「第二十三号の五第四項」に改め、法第四十二条の二第十三項、「及び法第四十四条第三項」及び「法第四十四条第三項において準用する場合を含む。」を削り、同項第六号中「第四条第二項第四号」を「第六条第一項第三号」に「事業の施設」を「施設」に改め、免許若しくは」及び「又は当該事業の経営の届出を受理し」を削り、同項第七号中「の免許若しくは許可」を削り、同項第八号中「免許若しくは」及び「又は当該事業の経営の届出を受理し」を削る。

第六十七条第一項中「第一条第一項第十七号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項第一号中「免許」を「許可」法第十五条第一項の規定による事業計画の変更、路線の新設に係るものに限る。）の認可」に改め、法第三十八条第一項の規定による事業の廃止の許可又は法第三十九条第一項の規定による法人の解散の決議若しくは総社員の同意の認可」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「免許」を「許可」に「運賃」を「運賃等の上限」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「運賃」を「運賃等の上限」に「免許」を「許可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「免許」を「許可」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とする。

第六十八条の見出しを（許可申請書の進達）に改め、同条中「免許」を「許可」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条中第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第七十条第一項第一号中「免許」を「許可」に「第七号から第十一号まで」を「第八号から第十号まで、第十一号」に改め、及び運輸期間」を削り、限る。）の下に「第十五条の十二（運輸期間の変更に関する部分に限る。）を加え、同条第二項中「免許」を「許可」に「第二十三条第三項」を「第二十三号の三」に「第二十三号の二」を「第二十三号の五」に改め、同条第四項中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、並びに自動車の総数、運行系統及び営業所別配置車両数の変更」を削り、主たる事務所及び営業所の位置の変更並びに営業所別配置車両数の変更に関する部分に限る。）及び第二十五条を「営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更に関する部分に限る。）第十五条の二（主たる事務所の位置の変更に関する部分に限る。）第十五条の十二（運行系統の変更に関する部分に限る。）及び第二十五条」に「免許」を「許可」に改め、同条第五項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第63条関係）

（表）

第 号	
官職	
氏名	
証	
年 月	日発行
年 月	日限り有効
国土交通大臣 印	

9センチメートル	
6.5センチメートル	

（裏）

9センチメートル	
13センチメートル	